

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成十七年広島県条例第四十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年度以前の年度の都道府県調整交付金については、なお従前の例による。